



# 島根県報

平成18年12月22日(金)

号外第124号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)

### 公布された条例等のあらまし

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第102号)

#### 1 規則の概要

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律の施行に伴う用語の整理

改 正 前	改 正 後
精神病院	精神科病院

#### 2 施行期日

平成18年12月23日から施行することとした。

## 規 則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月22日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第102号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和44年島根県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項、第7条、第10条第2項、第11条、第12条第1項、第13条及び第14条中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

### 附 則

この規則は、平成18年12月23日から施行する。

